

最高裁平成四年（行ツ）第九一号、四・一一・二六判決  
判 決

上告人 株式会社文英堂

被上告人 中央労働委員会

右参加人 文英堂労働組合

右当事者間の東京高等裁判所平成二年（行コ）第一〇七号救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成四年二月六日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 Y1、同 Y2、同 Y3、同 Y4、同 Y5、同 Y6、同 Y7 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷